

キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

§. キャンパス・ハラスメントに対する基本方針

キャンパス・ハラスメントは、ひとりひとりの学ぶ権利、働く権利への重大な障害となります。

本学院では、キャンパス・ハラスメントが学生・生徒・児童・園児や教職員の「人権」を侵害し、適切な「教育環境の形成」を阻害するものであることを再認識し、広く啓発活動を行うとともに、学ぶ場・働く場としての快適な教育研究環境、労働環境のために最大限の具体的かつ必要な配慮に務めて参ります。

本ガイドラインは、本学院キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程第5条第1項に基づき、本学院におけるキャンパス・ハラスメントを防止し、また排除するために本学院の構成員が認識すべき事項並びに、キャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について必要な事項をまとめたものです。

§. キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手側を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントには、下記に挙げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどがあります。

1. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手や他の人を不快にさせる性的言動」です。

「性的言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動や、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれます。行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手や他の人が「望まない」、あるいはまた「不快」と感じる性的言動を行うことはセクシュアル・ハラスメントに該当します。また、セクシュアル・ハラスメントは、次の二つに大別されます。

(1) 地位利用型(対価型)セクシュアル・ハラスメント

相手に教育、研究、指導、助言、採用、就労などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者が、その立場を利用して相手に性的要求をすることです。

(2) 環境型セクシュアル・ハラスメント

性的言動によって、教育・研究・労働の環境を害することです。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものではない場合も含まれます。

2. アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的又は優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用又は逸脱して、その指導等を受ける者の教育・研究意欲及び教

育・研究環境を著しく阻害する結果となる，教育・研究上不適切な言動，指導又は待遇をいいます。

(1) 修学・教育上のアカデミック・ハラスメント

- ア 教育的な指導を理由なく拒否し，放置すること。
- イ 常識的に不可能な課題の達成を強要すること。
- ウ 他大学又は他研究室へ進学したり，異動したりすることを許さないこと。
- エ 課外活動やゼミから正当な理由なく排除すること。
- オ 不公平・不公正な成績評価をしたり，単位を与えないこと。
- カ 不適切な環境下において指導を強制すること。

(2) 研究上のアカデミック・ハラスメント

- ア 設備，研究資金，資料等の利用を不当に制限すること。
- イ 研究発表活動を不当に制限すること。
- ウ 経済的に困難な学会活動や研究活動を強要すること。
- エ 研究チームから不当に排除すること。

(3) 教育活動や就業上のアカデミック・ハラスメント

- ア 教育や業務に関して著しく不公平・不公正な評価をすること。
- イ 昇進や評価に関する権限を濫用すること。
- ウ 通常の業務時間内では達成が困難な課題を日常的に強要すること。

3. パワー・ハラスメント

職務関係などにおける権力や上位の立場，優位な地位等を背景に，意識的であるか無意識的であるかを問わず，その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり，人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動，指導又は待遇をいいます。

4. モラル・ハラスメントほか

言葉や態度，身振りや文書などによって，相手の人格的尊厳を傷つけたり，修学・研究や仕事の環境を悪化させたりすることをいいます。上下関係にある場合のみならず，対等であるべき同僚・仲間の間柄でも起こりうるのが特徴です。

さらに，上記以外にも，相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動，指導又は待遇といった人権を侵害する行為のすべてがキャンパス・ハラスメントに該当します。

§. 適用範囲

本ガイドラインは，本学院における学生（科目等履修生，聴講生等を含む）・生徒・児童・園児（以下「学生等」という），教職員（嘱託教職員を含む）及び学生等の保護者並びに委託業者等本学院と関係を有する者（以下「構成員」という）に適用します。

§. キャンパス・ハラスメント防止のための体制

本学院には、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程に基づいて、本学院においてキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対処し、その解決を図る機関としてキャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）が設置されています。

対策委員会の任務は、キャンパス・ハラスメントに関する苦情及び相談にかかわる必要な対応を行うことです。

対策委員会は、大学、短期大学部、中学・高等学校、小学校、幼稚園、各事務部署等から相対的に独立した機関として、キャンパス・ハラスメントの防止、排除等に向けて公正に対応します。

§. 相談窓口など

1. 相談窓口

キャンパス・ハラスメントに関して苦情相談を申し出る窓口は、別表に記載された諸機関となっています。

<相談の流れ>

- ・窓口において苦情相談を受け付けた者は、直ちに対策委員会委員長（以下「対策委員長」という）に報告します。
- ・報告を受けた対策委員長は、当該苦情相談に適当なキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という）を対策委員会委員のうちから選任し、事案の対処に当らせます。この場合において、苦情相談を申し出た者があらかじめ特定の相談員を指定したときは、対策委員長はこれを尊重し、相談員を選任します。
- ・選任された相談員が、具体的な苦情相談に応じ必要な調査を行い、対策委員長と連絡を取りながら適切な助言、指導、調整等を行います。
- ・相談員は、苦情相談に際し当該事案の事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、対策委員長にその旨を報告し、キャンパス・ハラスメント審査会（以下「審査会」という）の設置を要請します。

2. 審査・処分

審査会は、相談員からの要請に基づき、対策委員長が選任する対策委員会委員5名以内をもって組織されます。審査会では、当該事案に係る調査を行い、審査結果をまとめた審査報告書を遅滞なく作成し、これを対策委員長に提出します。

対策委員長は、審査報告書その内容に応じて速やかに学長・校長又は担当理事に提出するものとし、就業規則又は学則に基づく処分を要する場合には、その要請手続を執るものとする。

§. 不利益取り扱いの禁止

本学院の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査へ

の協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはなりません。

§. 守秘義務

苦情相談に係る対応、及び審査会の調査に当っては、関係者のプライバシーや名誉、その他人権を尊重するとともに知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

§. 教育・研修・啓発活動

本学院では、キャンパス・ハラスメント対策委員会においてキャンパス・ハラスメント防止のための教育・研修・啓発活動を行います。本学院にかかわる人々を対象とした啓発活動を行っていくことで、キャンパス・ハラスメントの防止に努め、適切な各種の対策を実施することにより、本学院におけるキャンパス・ハラスメントの一掃を目指しています。

別表 キャンパス・ハラスメントの苦情相談受付窓口

区 分	学 生 等	職 員	左記以外の者
三小牛キャンパス	法人・大学事務局 学生支援課 ・保健室 ・カウンセリングルーム	部局長 各所属長 法人・大学事務局 総務財政課	法人・大学事務局 総務財政課
飛梅キャンパス	中高等学校保健室 高等学校職員室 高等学校事務室	部局長 各所属長 法人・大学事務局 総務財政課	高等学校事務室 法人・大学事務局 総務財政課
扇が丘キャンパス		所属長 法人・大学事務局 総務財政課	幼稚園事務室 法人・大学事務局 総務財政課